

功労スキー指導者規程

(目的・資格)

第1条 この規程は、スキー指導員又はスキー準指導員の資格取得後 20 年以上を経過し、当該年度の 1 月 1 日時点 60 歳以上で、加盟団体長が推薦する者を、功労スキー指導者（スキー指導員にあっては功労スキー指導員、スキー準指導員にあっては功労スキー準指導員）として顕彰し、認定に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 功労スキー指導者は、スキー指導者の任務に加え、主として指導者の育成・指導を補佐し、助言を与える。

(推薦)

第3条 加盟団体長は、第1条に該当する有資格者の中から適格者を、10 月 31 日（土日祝日の場合は前営業日）までに本人の同意を得て、本連盟に推薦することができる。なお、推薦にあたっては、有効なスキー指導者資格を保有していなければならない、推薦時に資格が停止または喪失している場合は認められない。

(認定)

第4条 功労スキー指導者は、理事会において認定する。

2 功労スキー指導者の認定を受けた者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料等を、本連盟に納入しなければならない。

(認定証)

第5条 功労スキー指導者を証するため、認定者に認定証及びバッジ（実費配付）を付与する。

(指導者研修会の免除)

第6条 功労スキー指導者は、スキー指導者研修会の受講義務が免除される。

(資格の喪失)

第7条 次に掲げる各号の一つに該当する場合は、功労スキー指導者の資格を喪失する。

(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき

(2) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

(3) 功労スキー準指導員が、スキー指導員資格を取得したとき

2 本連盟の規約に違反し、功労スキー指導者としての対面を汚すような行為があったときは、理事会の決定により資格を喪失する。

(登録料の納期)

第8条 第1条に定める功労スキー指導者は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに本連盟に納入しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和 58 年 8 月 制定

昭和 61 年 5 月 改訂

平成 4 年 12 月 12 日 改正

平成 6 年 11 月 7 日	改正
平成 12 年 9 月 20 日	改正
平成 14 年 11 月 5 日	改正
平成 15 年 6 月 27 日	改正
平成 16 年 6 月 25 日	改正
平成 16 年 11 月 2 日	改正
平成 23 年 9 月 20 日	改正
平成 25 年 7 月 9 日	改正
平成 27 年 7 月 14 日	改正
平成 27 年 12 月 15 日	改正
平成 29 年 7 月 15 日	改正
令和 3 年 7 月 7 日	改正
令和 6 年 7 月 11 日	改正